



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更（5件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（"）	2
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（2件）（港湾・海岸課）	2
監査公表	
○定期監査の執行結果（図書館ほか）	6
高知県人事委員会規則	
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	9
落札公告	
○落札者等の公告（建設管理課）	9

告 示

高知県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 381号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町津賀字向屋敷162番3から	前	6.4 }	336
		29.2	
高岡郡四万十町津賀字タチハナ谷170番1まで	後	9.7 }	336
		29.2	

高知県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村柏木字才次久保753番1地先から	前	4.1 }	104
		12.2	
安芸郡北川村和田字立原西地山741番5地先まで	後	5.2 }	104
		30.8	

高知県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲殿弘岡上
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字西河岸361番6地先から	前	8.5 }	28
		11.0	
高知市春野町森山字西河岸361番7地先まで	後	8.5 }	28
		11.0	

高知県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安満地福良
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町橋浦字先谷5番1から	前	6.7 }	1,214
		55.7	
幡多郡大月町橋浦字ツルバ山454番7地先まで	後	9.8 }	1,170
		78.0	
幡多郡大月町橋浦字ツルバ山454番1地先から	前	6.7 }	1,574
		43.6	
幡多郡大月町泊浦字キビナゴ網代407番13地先まで	後	12.8 }	1,537
		78.1	

高知県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安居公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町入江	前	5.4 }	44

谷字新川446番から 吾川郡仁淀川町入江 谷字新川448番まで		11.9	
	後	9.8 }	44
		21.6	

高知県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町森山字西河岸 361番6地先から 高知市春野町森山字西河岸 361番7地先まで	28	平成26年8月31日

高知県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年8月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字下寺 野576番1から 高岡郡四万十町寺野字ヌタ クボ40番1まで	112	平成26年8月29日

高知県告示第521号

昭和42年12月高知県告示第557号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

2を次のように改める。

2 奈良師海岸

(1) 基準点

ア 室戸市奈良師浮津字濱屋敷1525番地先に設けた点（基準^{ひょう}点）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角307度17分36秒19.726メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角319度46分05秒110.915メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角322度10分45秒71.636メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角293度50分50秒59.963メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点5とする。

カ 基準点5から方位角278度29分37秒77.549メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点6とする。

キ 基準点6から方位角291度15分22秒96.177メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点7とする。

ク 基準点7から方位角295度00分53秒116.521メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点8とする。

ケ 基準点8から方位角295度30分58秒172.020メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点9とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点9までの間の海上に基1Aから基9Aまでを設定する。

イ 基準点1から基準点9までの間の陸側は、基1Bから基3Bまでの間は防波堤肩から海側に平均2メートルの位置を境界とし、基3B-1は国道55号歩道肩から海側に平均2メートルの位置を境界とし、基4Bは基準^{ひょう}点（基準点4）から海側に2.6メートルの位置を境界とし、基準点4と基準点5との間は河川区域を境界とし、基5Bと基5B-1との間は歩道肩から1.5メートルの位置を境界とし、基5B-1から基9Bまでの間は防波堤肩から海側に1.1メートルの位置を境界とし、基1Bから基9Bまでを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1A 基準点1から方位角217度17分40秒302.984メートルの点

基6A 基準点6から方位角204度29分56秒300.465メートルの点

基8A 基準点8から方位角205度15分55秒301.087メートルの点

基9A 基準点9から方位角205度30分58秒301.083メートルの点

基1B 基準点1から方位角217度16分43秒3.000メートルの点

基2B 基準点2から方位角217度18分19秒3.000メートルの点

基3B 基準点3から方位角313度35分10秒37.767メートルの点

基3B-1 基準点3から方位角327度28分42秒51.235メートルの点

基4B 基準点4から方位角203度50分38秒2.600メートルの点

基5B 基準点5から方位角203度49分50秒1.500メートルの点

基5B-1 基準点5から方位角292度11分15秒31.697メートルの点

基5B-2 基準点5から方位角288度50分01秒33.625メートルの点

基5B-3 基準点5から方位角275度58分45秒45.620メートルの点

基5B-4 基準点5から方位角273度58分27秒55.854メートルの点

基5B-5 基準点5から方位角275度25分52秒67.323メートルの点

基6B 基準点6から方位角121度58分39秒6.756メートルの点

基6B-1 基準点6から方位角289度45分56秒53.263メートルの点

基7B 基準点7から方位角141度13分29秒2.941メートルの点

基8B 基準点8から方位角205度01分39秒1.300メートルの点

基9B 基準点9から方位角205度31分01秒1.100メートルの点

(3) 区域

基1B、基1Aから基9Aまで及び基9Bから基1Bまでを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域8を次のように改める。

8 灰方海岸

(1) 基準点

ア 須崎市浦ノ内灰方字横網代広裏1,158番3地先に設けた点（基準^{ひょう}点）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角20度23分12秒76.827メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角64度31分26秒111.432メートルの点

<p>(基準^{ひょう}鉄)を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角344度20分46秒123.776メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角261度58分06秒169.722メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角325度36分50秒85.464メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点6とする。</p> <p>キ 基準点6から方位角253度09分39秒71.943メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点7とする。</p> <p>ク 基準点7から方位角322度37分50秒59.477メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点8とする。</p> <p>ケ 基準点8から方位角252度45分10秒272.850メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点9とする。</p> <p>コ 基準点9から方位角170度03分06秒89.223メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点10とする。</p> <p>サ 基準点10から方位角243度59分41秒102.086メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点11とする。</p> <p>シ 基準点11から方位角179度16分15秒69.545メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点12とする。</p> <p>ス 基準点12から方位角118度30分34秒82.895メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点13とする。</p> <p>セ 基準点13から方位角208度33分31秒150.974メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点14とする。</p> <p>ソ 基準点14から方位角159度36分34秒91.922メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点15とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点15までの間の海上に基1Aから基15Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点15までの間の陸側は、基1Bから基2B-1までの間は防波堤から約12.5メートルの位置を境界とし、基2B-2から基12B-6までの間は防波堤の裏側溝外を境界とし、基13B-1から基14B-7までの間は防波堤裏を境界とし、基1Bから基14B-7までを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A 基準点1から方位角264度41分38秒10.089メートルの点</p> <p>基4A 基準点4から方位角247度28分55秒156.267メートルの点</p> <p>基6A 基準点6から方位角198度46分08秒31.195メートルの点</p> <p>基8A 基準点8から方位角233度39分00秒27.932メートルの点</p> <p>基15A 基準点15から方位角65度42分03秒5.045メートルの点</p>	<p>基1B 基準点1から方位角84度41分50秒20.179メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角173度10分14秒6.442メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角78度30分17秒52.949メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角45度50分02秒13.800メートルの点</p> <p>基3B-2 基準点3から方位角11度50分26秒57.824メートルの点</p> <p>基3B-3 基準点3から方位角8度14分31秒67.218メートルの点</p> <p>基3B-4 基準点3から方位角350度09分48秒125.692メートルの点</p> <p>基4B-1 基準点4から方位角9度21分19秒11.190メートルの点</p> <p>基4B-2 基準点4から方位角301度31分04秒26.517メートルの点</p> <p>基4B-3 基準点4から方位角277度10分07秒70.391メートルの点</p> <p>基4B-4 基準点4から方位角264度27分05秒145.835メートルの点</p> <p>基5B-1 基準点5から方位角20度48分14秒12.234メートルの点</p> <p>基5B-2 基準点5から方位角329度32分37秒25.239メートルの点</p> <p>基5B-3 基準点5から方位角324度14分46秒41.047メートルの点</p> <p>基6B-1 基準点6から方位角7度32分19秒16.944メートルの点</p> <p>基6B-2 基準点6から方位角260度48分19秒29.607メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角9度56分53秒15.473メートルの点</p> <p>基8B-1 基準点8から方位角4度19分39秒11.093メートルの点</p> <p>基8B-2 基準点8から方位角253度14分08秒101.180メートルの点</p> <p>基8B-3 基準点8から方位角256度11分34秒266.431メートルの点</p> <p>基8B-4 基準点8から方位角255度54分35秒271.453メートルの点</p> <p>基8B-5 基準点8から方位角255度33分43秒274.205メートルの点</p> <p>基8B-6 基準点8から方位角254度49分31秒277.415</p>	<p>メートルの点</p> <p>基9B-1 基準点9から方位角264度50分53秒8.408メートルの点</p> <p>基9B-2 基準点9から方位角202度02分36秒23.224メートルの点</p> <p>基9B-3 基準点9から方位角186度27分37秒51.309メートルの点</p> <p>基9B-4 基準点9から方位角183度24分29秒62.223メートルの点</p> <p>基9B-5 基準点9から方位角184度05分37秒73.419メートルの点</p> <p>基10B-1 基準点10から方位角279度40分39秒25.901メートルの点</p> <p>基10B-2 基準点10から方位角266度11分19秒32.872メートルの点</p> <p>基10B-3 基準点10から方位角252度36分12秒110.126メートルの点</p> <p>基10B-4 基準点10から方位角252度00分32秒114.339メートルの点</p> <p>基10B-5 基準点10から方位角250度45分38秒118.732メートルの点</p> <p>基10B-6 基準点10から方位角249度45分42秒121.211メートルの点</p> <p>基10B-7 基準点10から方位角247度46分46秒123.827メートルの点</p> <p>基11B-1 基準点11から方位角196度27分38秒61.661メートルの点</p> <p>基11B-2 基準点11から方位角193度59分34秒65.674メートルの点</p> <p>基12B-1 基準点12から方位角238度32分55秒8.584メートルの点</p> <p>基12B-2 基準点12から方位角160度01分35秒13.262メートルの点</p> <p>基12B-3 基準点12から方位角143度04分14秒19.044メートルの点</p> <p>基12B-4 基準点12から方位角102度39分26秒41.580メートルの点</p> <p>基12B-5 基準点12から方位角106度18分25秒55.449メートルの点</p> <p>基12B-6 基準点12から方位角117度20分51秒79.149メートルの点</p> <p>基13B-1 基準点13から方位角183度49分36秒7.327メートルの点</p> <p>基13B-2 基準点13から方位角217度45分09秒109.442メートルの点</p>
---	---	--

<p>基13B-3 基準点13から方位角216度29分38秒120.539メートルの点</p> <p>基13B-4 基準点13から方位角211度44分11秒142.158メートルの点</p> <p>基14B-1 基準点14から方位角272度36分12秒6.451メートルの点</p> <p>基14B-2 基準点14から方位角235度12分23秒30.528メートルの点</p> <p>基14B-3 基準点14から方位角227度07分39秒34.875メートルの点</p> <p>基14B-4 基準点14から方位角200度02分30秒44.922メートルの点</p> <p>基14B-5 基準点14から方位角182度18分39秒53.698メートルの点</p> <p>基14B-6 基準点14から方位角162度02分27秒74.250メートルの点</p> <p>基14B-7 基準点14から方位角158度40分09秒84.929メートルの点</p>	<p>(基準^{ひょう}鉄)を基準点8とする。</p> <p>ケ 基準点8から方位角201度24分48秒41.269メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点9とする。</p> <p>コ 基準点9から方位角198度14分57秒170.100メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点10とする。</p> <p>サ 基準点10から方位角208度14分18秒33.466メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点11とする。</p> <p>シ 基準点11から方位角207度43分48秒270.241メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点12とする。</p> <p>ス 基準点12から方位角200度00分49秒42.172メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点13とする。</p> <p>セ 基準点13から方位角200度14分39秒342.557メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点14とする。</p> <p>ソ 基準点14から方位角200度12分54秒108.918メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点15とする。</p> <p>タ 基準点15から方位角217度54分32秒51.197メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点16とする。</p> <p>チ 基準点16から方位角213度39分45秒6.913メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点17とする。</p> <p>ツ 基準点17から方位角203度26分34秒126.114メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点18とする。</p> <p>テ 基準点18から方位角219度44分55秒22.165メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点19とする。</p> <p>ト 基準点19から方位角250度28分54秒21.592メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点20とする。</p> <p>ナ 基準点20から方位角277度21分27秒69.405メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点21とする。</p> <p>ニ 基準点21から方位角290度09分02秒14.343メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点22とする。</p> <p>ヌ 基準点22から方位角301度28分21秒14.392メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点23とする。</p>	<p>トルの点</p> <p>基8A 基準点8から方位角113度33分21秒300.000メートルの点</p> <p>基10A 基準点10から方位角112度59分22秒300.000メートルの点</p> <p>基12A 基準点12から方位角113度59分13秒300.000メートルの点</p> <p>基14A 基準点14から方位角110度14分40秒300.000メートルの点</p> <p>基15A 基準点15から方位角110度12分52秒300.000メートルの点</p> <p>基17A 基準点17から方位角113度26分32秒300.000メートルの点</p> <p>基18A 基準点18から方位角108度06分16秒301.295メートルの点</p> <p>基21A 基準点21から方位角193度43分49秒3.042メートルの点</p> <p>基22A 基準点22から方位角207度05分15秒3.042メートルの点</p> <p>基23A 基準点23から方位角217度14分21秒3.042メートルの点</p> <p>基1B 基準点1から方位角110度42分05秒2.999メートルの点</p> <p>基2B 基準点2から方位角110度02分31秒3.000メートルの点</p> <p>基3B 基準点3から方位角111度56分49秒3.000メートルの点</p> <p>基4B 基準点4から方位角114度20分06秒3.000メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角115度08分17秒3.000メートルの点</p> <p>基6B 基準点6から方位角92度45分11秒3.000メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角117度33分53秒3.000メートルの点</p> <p>基8B 基準点8から方位角113度32分23秒3.000メートルの点</p> <p>基9B 基準点9から方位角109度49分06秒3.000メートルの点</p> <p>基10B 基準点10から方位角112度58分31秒3.000メートルの点</p> <p>基11B 基準点11から方位角118度12分51秒3.000メートルの点</p> <p>基12B 基準点12から方位角113度58分34秒3.000メートルの点</p>
<p>(3) 区域</p> <p>基準点1、基1Aから基15Aまで、基準点15、基14B-7から基1Bまで及び基準点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>高知県告示第522号</p> <p>昭和44年3月高知県告示第112号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成26年8月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1を次のように改める。</p> <p>1 根丸海岸</p> <p>(1) 基準点</p> <p>ア 室戸市佐喜浜字薬師ノ前4039番2地先に設けた点(基準^{ひょう}鉄)を基準点1とする。</p> <p>イ 基準点1から方位角200度41分36秒49.048メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点2とする。</p> <p>ウ 基準点2から方位角199度24分30秒247.216メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角204度30分19秒243.593メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角204度10分57秒457.108メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角206度02分54秒381.416メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点6とする。</p> <p>キ 基準点6から方位角209度56分41秒39.813メートルの点(基準^{ひょう}鉄)を基準点7とする。</p> <p>ク 基準点7から方位角205度41分54秒37.492メートルの点</p>	<p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点23までの間の海上に基1Aから基23Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点23までの間の陸側は、基1Bから基14Bまでの間は防波堤の前面から砂浜側に平均3メートルの位置を境界とし、基14B-1から基23Bまでの間は防波堤の裏法肩から民地側に平均5メートルの位置を境界とし、基1Bから基23Bまでを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A 基準点1から方位角110度41分36秒300.000メートルの点</p> <p>基3A 基準点3から方位角111度57分24秒300.000メートルの点</p> <p>基5A 基準点5から方位角115度08分13秒300.000メー</p>	<p>トルの点</p> <p>基8A 基準点8から方位角113度33分21秒300.000メートルの点</p> <p>基10A 基準点10から方位角112度59分22秒300.000メートルの点</p> <p>基12A 基準点12から方位角113度59分13秒300.000メートルの点</p> <p>基14A 基準点14から方位角110度14分40秒300.000メートルの点</p> <p>基15A 基準点15から方位角110度12分52秒300.000メートルの点</p> <p>基17A 基準点17から方位角113度26分32秒300.000メートルの点</p> <p>基18A 基準点18から方位角108度06分16秒301.295メートルの点</p> <p>基21A 基準点21から方位角193度43分49秒3.042メートルの点</p> <p>基22A 基準点22から方位角207度05分15秒3.042メートルの点</p> <p>基23A 基準点23から方位角217度14分21秒3.042メートルの点</p> <p>基1B 基準点1から方位角110度42分05秒2.999メートルの点</p> <p>基2B 基準点2から方位角110度02分31秒3.000メートルの点</p> <p>基3B 基準点3から方位角111度56分49秒3.000メートルの点</p> <p>基4B 基準点4から方位角114度20分06秒3.000メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角115度08分17秒3.000メートルの点</p> <p>基6B 基準点6から方位角92度45分11秒3.000メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角117度33分53秒3.000メートルの点</p> <p>基8B 基準点8から方位角113度32分23秒3.000メートルの点</p> <p>基9B 基準点9から方位角109度49分06秒3.000メートルの点</p> <p>基10B 基準点10から方位角112度58分31秒3.000メートルの点</p> <p>基11B 基準点11から方位角118度12分51秒3.000メートルの点</p> <p>基12B 基準点12から方位角113度58分34秒3.000メートルの点</p>

基13B 基準点13から方位角109度59分34秒3.000メートルの点
 基14B 基準点14から方位角110度15分56秒3.000メートルの点
 基14B-1 基準点14から方位角290度10分14秒8.665メートルの点
 基15B 基準点15から方位角299度24分39秒8.746メートルの点
 基16B 基準点16から方位角310度35分11秒8.711メートルの点
 基17B 基準点17から方位角302度45分08秒8.676メートルの点
 基18B 基準点18から方位角306度03分36秒8.773メートルの点
 基19B 基準点19から方位角323度04分10秒8.694メートルの点
 基20B 基準点20から方位角1度21分07秒8.773メートルの点
 基20B-1 基準点20から方位角301度59分16秒20.912メートルの点
 基21B 基準点21から方位角37度10分51秒10.172メートルの点
 基22B 基準点22から方位角27度05分55秒8.693メートルの点
 基23B 基準点23から方位角37度14分38秒8.703メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1Aから基23Aまで、基準点23、基23Bから基1Bまで及び基準点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

3及び4を次のように改める。

3 塩間海岸

(1) 基準点

ア 須崎市浦ノ内塩間字ナダ679番3地先に設けた点(基準点)を基準点1とする。
 イ 基準点1から方位角10度48分57秒81.230メートルの点(基準点)を基準点2とする。
 ウ 基準点2から方位角286度32分46秒114.760メートルの点(基準点)を基準点3とする。
 エ 基準点3から方位角301度33分24秒109.584メートルの点(基準点)を基準点4とする。
 オ 基準点4から方位角334度09分07秒166.365メートルの点(基準点)を基準点5とする。
 カ 基準点5から方位角305度56分13秒86.017メートルの点(基準点)を基準点6とする。

キ 基準点6から方位角330度14分56秒106.349メートルの点(基準点)を基準点7とする。
 ク 基準点7から方位角277度12分31秒33.973メートルの点(基準点)を基準点8とする。
 (2) 補助点
 ア 基準点1から基準点8までの間の海上に基1A及び基8Aを設定する。
 イ 基準点1から基準点8までの間の陸側は、基1B-1から基1B-4までの間は防波堤を境界とし、基1B-4から基7B-2までの間は防波堤の裏側溝外を境界とし、基1B-1から基7B-2までを設定する。
 ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基1A 基準点1から方位角228度17分54秒100.000メートルの点
 基8A 基準点8から方位角190度56分05秒100.000メートルの点
 基1B-1 基準点1から方位角0度53分53秒5.040メートルの点
 基1B-2 基準点1から方位角6度31分27秒18.940メートルの点
 基1B-3 基準点1から方位角18度13分14秒37.713メートルの点
 基1B-4 基準点1から方位角24度26分43秒55.241メートルの点
 基2B-1 基準点2から方位角6度48分18秒32.838メートルの点
 基2B-2 基準点2から方位角326度36分06秒62.797メートルの点
 基2B-3 基準点2から方位角318度06分16秒73.068メートルの点
 基2B-4 基準点2から方位角305度34分15秒86.219メートルの点
 基3B-1 基準点3から方位角159度35分44秒1.371メートルの点
 基3B-2 基準点3から方位角255度03分35秒7.963メートルの点
 基3B-3 基準点3から方位角275度39分19秒20.925メートルの点
 基3B-4 基準点3から方位角291度49分30秒63.396メートルの点
 基4B-1 基準点4から方位角348度25分46秒4.871メートルの点
 基4B-2 基準点4から方位角341度41分54秒13.592メートルの点
 基4B-3 基準点4から方位角354度26分07秒31.278

メートルの点
 基4B-4 基準点4から方位角348度31分54秒125.015メートルの点
 基4B-5 基準点4から方位角346度30分24秒133.210メートルの点
 基5B-1 基準点5から方位角299度39分08秒59.277メートルの点
 基5B-2 基準点5から方位角301度52分28秒69.623メートルの点
 基6B-1 基準点6から方位角103度47分42秒3.686メートルの点
 基6B-2 基準点6から方位角1度03分35秒13.733メートルの点
 基6B-3 基準点6から方位角335度19分13秒103.991メートルの点
 基7B-1 基準点7から方位角42度05分11秒6.705メートルの点
 基7B-2 基準点7から方位角285度39分46秒34.281メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1A、基8A、基準点8、基7B-2から基1B-1まで及び基準点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

4 横浪東海岸

(1) 基準点

ア 須崎市浦ノ内東分字ニシヨコナミ4234番1地先に設けた点(基準点)を基準点1とする。
 イ 基準点1から方位角178度56分32秒90.787メートルの点(基準点)を基準点2とする。
 ウ 基準点2から方位角183度34分45秒36.986メートルの点(基準点)を基準点3とする。
 エ 基準点3から方位角207度13分57秒48.446メートルの点(基準点)を基準点4とする。
 オ 基準点4から方位角234度21分58秒43.415メートルの点(基準点)を基準点5とする。
 カ 基準点5から方位角275度37分43秒64.152メートルの点(基準点)を基準点6とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点6までの間の海上に基1Aから基6Aまでを設定する。
 イ 基準点1から基準点6までの間の陸側は、防波堤のコンクリート舗装端を境界とし、基1B-1から基6Bまでを設定する。
 ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基1A 基準点1から方位角90度00分00秒50.000メートルの点

ルの点
 基4 A 基準点4から方位角133度02分56秒39.937メートルの点
 基5 A 基準点5から方位角191度43分05秒47.283メートルの点
 基6 A 基準点6から方位角270度00分00秒50.000メートルの点
 基1 B-1 基準点1から方位角270度00分00秒3.000メートルの点
 基1 B-2 基準点1から方位角178度24分51秒32.846メートルの点
 基1 B-3 基準点1から方位角179度06分35秒40.037メートルの点
 基1 B-4 基準点1から方位角182度35分17秒61.392メートルの点
 基1 B-5 基準点1から方位角182度27分10秒66.625メートルの点
 基2 B-1 基準点2から方位角181度17分11秒12.783メートルの点
 基2 B-2 基準点2から方位角180度51分07秒18.627メートルの点
 基2 B-3 基準点2から方位角183度49分16秒29.591メートルの点
 基3 B-1 基準点3から方位角207度29分05秒26.716メートルの点
 基3 B-2 基準点3から方位角207度03分02秒39.208メートルの点
 基4 B-1 基準点4から方位角259度20分12秒1.529メートルの点
 基4 B-2 基準点4から方位角225度19分51秒15.678メートルの点
 基4 B-3 基準点4から方位角227度27分23秒21.926メートルの点
 基4 B-4 基準点4から方位角232度16分04秒32.676メートルの点
 基4 B-5 基準点4から方位角235度22分11秒39.201メートルの点
 基5 B-1 基準点5から方位角358度53分16秒2.524メートルの点
 基5 B-2 基準点5から方位角297度09分17秒7.213メートルの点
 基5 B-3 基準点5から方位角292度20分23秒17.432メートルの点
 基5 B-4 基準点5から方位角292度33分10秒30.201メートルの点

基5 B-5 基準点5から方位角289度00分59秒35.766メートルの点
 基5 B-6 基準点5から方位角277度15分25秒53.341メートルの点
 基6 B 基準点6から方位角90度00分00秒3.000メートルの点
 (3) 区域
 基準点1、基1 Aから基6 Aまで、基準点6、基6 Bから基1 B-1まで及び基準点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
 平成26年8月29日

高知県監査委員 溝渕 健夫
 同 佐竹 紀夫
 同 坂田 和子
 同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成26年度の監査対象機関236機関のうち61機関に対して、平成26年4月24日から平成26年8月1日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	実施機関数
知事部局	149機関	39機関
教育委員会	64機関	15機関
警察本部	15機関	3機関
公営企業局	4機関	4機関
その他の機関	4機関	—
計	236機関	61機関

第2 監査の結果

1 総括

監査を実施した機関のうち32機関において、60件の指摘事項等が認められた。指摘事項等の件数は、前年度の47件から

増加しており、前年度はなかった特別指摘事項が1件認められ、指摘事項は2件から6件に、注意事項も43件から51件に増加している。

その他の機関においては、指摘事項等に該当する事項はなく、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、事務区分別の指摘事項等については別表1、実施機関別の監査結果については別表2のとおりである。

業務を適正かつ円滑に進めるためには、職員の財務会計等に関する知識の習得はもとより、事業の効率化に加え、管理職員も含めた各職員が日頃より業務の執行管理を行い、情報を共有することが重要と考えることから、各執行機関においては、こうした点についての点検及び検討に努められたい。

また、今年度は、契約事務を重点項目として監査を行った。その結果、契約締結に至る過程では、競争入札すべき事案を随意契約としたものや予定価格調書の未作成、積算基礎を超える予定価格調書の作成が認められた。また、契約の相手方を決定した後も、契約書の金額の誤りや契約者印の押印漏れ、仕様書の契約書への添付漏れ、設計変更に伴う不適切な事務処理などが認められた。

契約は、契約当事者としての県庁全体の信頼に関わる重要な法律行為であることを認識し、適正な契約事務の執行を強く求める。

更に、記録媒体(USB等)の管理についての監査も併せて実施した結果、一部に管理が徹底されていないものがあった。情報の管理については、県民の関心も高く、より一層厳正な管理を求める。

2 特別指摘事項

特別指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

図書館(収入事務)

図書館の利用者から現金で受領したコピー代について、平成19年7月から県に収納すべき金額の計算方法を誤り、その現金の一部を県の歳入としないまま別途保管していた。また、その保管する現金が高額とならないようにするため、複数回に渡り一部を別の機器の使用料として県に納め、監査時には、残金11,700円を金庫から別の場所に移していた。

これは、職員の公金の取扱いに対する基本的な認識不足によること、また、出納員及び現金取扱員が職責を果たしていなかったことに加えて、組織として公金を管理する機能が働いていなかったと言わざるを得ない極めて不適正な事務処理であり、県民の信頼を大きく失墜させる行為である。

今後は、二度とこのようなことのないよう、関係法令に基づき公金の管理を厳正に行うとともに、速やかに信頼回復に

努めることを強く求める。

3 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 畜産試験場（契約事務）

平成25年度の「施設等の宿直業務委託契約」において、予定価格が100万円を超えることから入札すべきところ、随意契約としていた。

(2) 森林技術センター（契約事務）

平成25年度の「大型構造試験機保守点検作業業務委託契約」及び「実大強度試験機及びサーボパルサー保守点検業務委託契約」において、必要な予定価格調書を作成していなかった。

(3) 療育福祉センター（契約事務）

平成26年度の「小荷物専用昇降機保守点検業務委託契約」において、契約金額を311,040円とすべきところ、311,400円とした契約を締結していた。

(4) 中央西農業振興センター（契約事務）

平成25年度の「高知市東部地区機能保全計画策定委託業務」において、ポンプの内視鏡診断などに関する必要な設計変更を行うことなく委託料を支払っていた。

(5) 教育センター（支出事務）

平成25年度の資金前渡において、前渡資金の精算手続を失念し、支払後3か月以上経過して精算を行っていた。

(6) 図書館（支出事務）

平成25年3月28日に納品された書籍について、平成24年度予算で支払うべきところ、平成25年4月10日に平成25年度予算で支払っていた。

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

別表1（事務区分別）

特別指摘

区分	件数	主な内容
収入事務	1	収納した現金の一部を長年保管
計	1	

指摘

区分	件数	主な内容
契約事務	4	契約金額の誤り、設計変更に伴う事務の誤り、競争入札とすべき契約を随意契約、予定価格調書の作成漏れ
支出事務	2	前渡資金の精算の遅延、支出年度区分の誤り
計	6	

注意

区分	件数	主な内容
契約事務	17	契約者印の押印漏れ、積算基礎を超える予定価格調書の作成、仕様書の契約書への添付漏れ、設計書の積算誤り 等
収入事務	5	調定の遅延、調定金額の誤り 等
支出事務	21	検認の誤り、常時資金の節間流用、管理職等の決裁印漏れ、支払先の誤り、支出科目の誤り 等
財産・物品管理	3	備品の表示漏れ、郵便切手類等出納簿の作成漏れ 等
給与・旅費支給事務	4	通勤手当の支給誤り 等
庶務関係事務	1	自家用車登録漏れ
計	51	

検討

区分	件数	主な内容
収入事務	1	マニュアルに沿った未収金対策の検討
支出事務	1	少額の契約の一本化による競争性の発揮
計	2	

別表2（実施機関別）

【 】：特別指撥件数で内数、（ ）：指撥件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
危機管理部										
消防学校			1	1		*			2	平成26年4月25日
健康政策部										
安芸福祉保健所									0	平成26年7月16日
中央東福祉保健所	1	1	1						3	平成26年6月9日
中央西福祉保健所						1			1	平成26年5月26日
須崎福祉保健所									0	平成26年5月13日
幡多福祉保健所	2		1						3	平成26年6月12日
衛生研究所			1						1	平成26年4月24日
幡多看護専門学校									0	平成26年6月12日
食肉衛生検査所									0	平成26年6月13日
地域福祉部										
療育福祉センター	1(1)		1						2(1)	平成26年7月14日
精神保健福祉センター									0	平成26年4月25日
希望が丘学園			1						1	平成26年4月25日
中央児童相談所	1								1	平成26年4月24日
幡多児童相談所				1					1	平成26年6月13日
文化生活部										
消費生活センター									0	平成26年4月24日
女性相談支援センター									0	平成26年4月24日
高工労働部										
計量検定所		1	1						2	平成26年5月13日
工業技術センター			1						1	平成26年5月13日
紙産業技術センター	1								1	平成26年5月14日
高知高等技術学校	1								1	平成26年5月26日
農業振興部										
安芸農業振興センター									0	平成26年7月16日
中央東農業振興センター									0	平成26年7月7日
中央西農業振興センター	1(1)								1(1)	平成26年6月5日
須崎農業振興センター	1							1	2	平成26年7月14日
幡多農業振興センター									0	平成26年6月13日
農業技術センター			3						3	平成26年6月9日
果樹試験場									0	平成26年5月14日
茶業試験場									0	(平成26年8月1日)
病虫害防除所			2						2	平成26年6月9日
畜産試験場	1(1)								1(1)	平成26年6月2日
中央家畜保健衛生所									0	平成26年6月5日
西部家畜保健衛生所									0	平成26年6月13日

【 】：特別指撥件数で内数、（ ）：指撥件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 (書面監査日)
	契約	収入	支出	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	検討	計	
林業振興・環境部										
森林技術センター	2(1)								2(1)	平成26年7月7日
嶺北林業振興事務所									0	平成26年5月26日
中央西林業事務所	1		1						2	平成26年5月26日
須崎林業事務所	1								1	平成26年6月2日
環境研究センター									0	平成26年4月24日
水産振興部										
水産試験場	1								1	平成26年7月14日
土木部										
高知土木事務所	2	1	2					1	6	平成26年5月13日
教育委員会										
教育センター		1	1(1)						2(1)	平成26年7月7日
東部教育事務所									0	(平成26年8月1日)
中部教育事務所				1					1	平成26年4月25日
西部教育事務所									0	(平成26年8月1日)
青少年センター									0	平成26年4月25日
図書館	2	1【1】	3(1)						6【1】(1)	平成26年4月24日
心の教育センター									0	平成26年4月25日
高知西高等学校									0	平成26年5月14日
春野高等学校							2		2	平成26年5月14日
須崎工業高等学校									0	平成26年6月2日
窪川高等学校			1						1	平成26年6月4日
宿毛工業高等学校	2	1							3	平成26年6月13日
盲学校			1				1		2	(平成26年8月1日)
高知ろう学校									0	(平成26年8月1日)
高知若草養護学校									0	平成26年5月14日
警察本部										
南国警察署									0	平成26年5月26日
須崎警察署									0	平成26年5月13日
窪川警察署									0	(平成26年8月1日)
公営企業局										
電気工水課			1						1	平成26年7月30日
県立病院課									0	平成26年7月30日
あき総合病院								1	1	平成26年7月15日
幡多けんみん病院									0	平成26年6月12日
計	21(4)	6【1】	23(2)	3	0	4	1	2	60【1】(6)	

人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第21号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

安芸郡馬路村馬路2197-1	安芸警察署馬路駐在所	2級
----------------	------------	----

」

を

「

安芸郡馬路村馬路2197-1	安芸警察署馬路駐在所	2級
土佐郡大川村小松27-1	大川村役場	3級

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年 8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
土木行政総合情報システム庁内クラウド移行委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 7月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額

38,664,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため